

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第141号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月18日 04時55分ごろ	
発生場所	宮崎県宮崎港北東方沖 宮崎港北防波堤灯台から真方位063° 5.2海里付近（概位 北緯32° 57.4′ 東経131° 34.0′）	
事故等調査の経過	平成21年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第三十一 ^{たいしやう} 大昭丸、499トン 133056、宮崎汽船有限会社 B 漁船 第十八 ^{みやうせい} 妙聖丸、19トン 243-29010宮崎、有限会社高山漁業	
乗組員等に関する情報	A 次席一等航海士、四級海技士（航海） B 漁労長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部擦過傷 B 右舷船首部小き裂	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、次席一等航海士Aが単独で当直につき、法定灯火を表示して、宮崎港北東方海域を約195°の針路及び約9ノット（kn）の速力で、自動操舵により航行中、レーダーでB船を左舷方約3海里に認め、その後、自船に接近するよう見えたので、探照灯でB船を照射し、同じ針路及び速力で続航した。 一方、B船は、船長ほか7人が乗り組み、漁労長Bが単独で当直につき、法定灯火を表示して、宮崎港北東方海域を約250°の針路及び約5knの速力で、自動操舵により航行した。両船は、平成21年8月18日04時55分ごろ、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 その後、A船及びB船は、海上保安庁の指示により宮崎港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視程 2海里以上 海象：うねり なし、波高 ほとんどなし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は宮崎港北東方沖を南進中、次席一等航海士Aが、B船が避航船であることからA船を避航してくれると判断し、適切な見張りを行わなかったものと考えられる。 B船は西進中、漁労長Bが、入港する安心感から、適切な見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、宮崎港北東方沖において、A船が南進中、B船が西進中、A	

	<p>船がB船に対する適切な見張りを行わず、また、B船がA船に対する適切な見張り行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
--	--